

一般社団法人夢洲新産業・都市創造機構 入会規定

一般社団法人夢洲新産業・都市創造機構

本規定は、一般社団法人夢洲新産業・都市創造機構（以下、本法人という）の目的に賛同する会員に係る事項について定める。

（会員種別と年会費）

第1条 会員は本法人の目的に賛同して入会した法人又は個人とする。当法人の会員は、次の4種とし、幹事会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 幹事会員 本法人の目的に賛同し事業を推進するため入会した法人又は個人
*総会・幹事会・月例研究会・部会・全ての会員交流会に参加可
<年会費：10万円>
- (2) 一般会員 本法人の目的に賛同して入会した法人又は個人
*月例研究会・部会・全ての会員交流会に参加可
<年会費：5万円>
- (3) 特別会員 本法人の目的に賛同して入会した公共機関、非営利法人、大学等学校法人、有識者
*月例研究会・部会・全ての会員交流会に参加可
<年会費：無料>
- (4) 登録会員 本法人の目的に賛同して登録した法人又は個人
*年数回の会員交流会に参加可
<年会費：無料>

※年会費は会員1法人の金額。1法人で複数の個人が登録しても年会費は同額。

※全ての会員において入会金は無し。

※特別会員も、幹事会員の年会費を納入すれば幹事会員になることができる。

（入会）

第2条 幹事会員となるには、所定の書面をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。一般会員及び特別会員、登録会員となるには、所定の書面をもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。幹事会員と一般会員は、第1条に定める年会費を納入しなければならない。

（有効期間）

第3条 会員資格の有効期間は1事業年度とする。ただし、入会初年度については、入会承諾書を発行したときから、その年の事業年度の期間内とし、以後については、退会、又は除名もしくは会員資格の喪失が無い限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

（退会）

第4条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第5条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を

除名することができる。

- (1) 定款及びその他の規約に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第6条 退会、又は除名の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 所定の会費を納入せず、督促後なお1年以上納入されないとき
- (2) 会員が解散又は死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第7条 会員が退会、又は除名、会員資格の喪失により、その資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。又、本法人は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第8条 本法人は、会員の名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

(届出)

第9条 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の書面で変更の届け出をする。

以上